

隙処理施設における衛生管理総括表

工程	危害	危害の要因	防止措置	管理点	管理体制	確認方法	改善措置	検証方法
1. 生体受入・緊留	病原微生物による汚染 搬入個体の汚れ 搬入車両の汚染	搬入時の確認	CCP	体表の糞便汚染がないこと	目視検査 担当: 生体受付担当者 頻度: 全頭	体表の洗浄 生産者指導	作業中SSOPの 点検表確認 生体受付簿の確認	
異物の混入	注射針の残留	適正同種の指導 受入時の確認	CCP	注射針残留のないこと	飼育履歴等の確認 担当: 生体受付担当者 頻度: 出荷者ごと	飼育履歴等の確認 検査員へ通報 搬入中止または終中止	生産者指導 記録	
動物用医薬品等の残留	生産者・獣医師の取扱い不備	銅青黒疸の確認	CCP	残留のないこと	目視検査 担当: 繁殖所担当者 頻度: 全頭	汚染を確認した場合は洗浄 相談した個体については印を付け 検査員に報告	作業中SSOPの 点検表確認	
2. 追い込み 3. 電殺	病原微生物による汚染 通路の衛生管理不良 個体の損傷	施設の洗浄 從事者教育	CCP	施設が清れていないこと 個体に損傷を与えないこと	目視検査 担当: 繁殖所担当者 頻度: 全頭	汚染を確認した場合は洗浄 相談した個体については印を付け 検査員に報告	作業中SSOPの 点検表確認	
4. 放血	病原微生物による汚染	ナイフの洗浄消毒 從事者教育	ナイフの洗浄消毒	ナイフの汚染がないこと	目視検査 担当: 放血担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 従事者教育	作業中SSOPの 点検表確認	
5. ハケット・ハクリング	病原微生物による汚染 ハケット、フックチーンの衛生管理不良 と体の落下	ハケット、フックチーンの衛生管理 機械の保守点検	ハケット、フックチーンが 汚れてないこと	目視検査 担当: 吊り下げ担当者 頻度: 全頭	ハケット・フックチーンの再洗 浄 と体を洗浄し再懸垂	ハケット・フックチーンの再洗 浄 と体を洗浄し再懸垂	作業中SSOPの 点検表確認	
6. と体先净	病原微生物による汚染 洗浄機の保守管理不良による 洗浄不良	機械の保守点検	と体が落しないこと	目視検査 担当: 吊り下げ担当者 頻度: 全頭	機械の保守点検	機械の保守点検	作業中・後SOPの点検表確認	
7. フットカッター	病原微生物による汚染 フットカッターの衛生管理不良 從事者の取扱い不適	フットカッターの洗浄、 從事者教育	フットカッターが汚れてないこ と	目視検査 担当: フットカッター担当者 頻度: 作業開始前、休 憩後、作業終了後	フットカッターの再洗浄、消毒	フットカッターの再洗浄、消毒	作業前・中・後SOPの点検表確認	
8. 前処理(後方) 8. 1毛モ、後段前処理	病原微生物による汚染 獣毛等との体への付着	ナイフの衛生管理不良 從事者の取扱い不適	ナイフの洗浄消毒 從事者教育	剥皮部の汚染がないこと 獣毛等との体への付着がないこ と	目視検査 担当: 後段担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 獣毛等が付着した場合は後工程で除去 又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認	
9. 脱剤・直腸挿抜き	病原微生物による汚染 獣毛等との体への付着	脱剤時の失技による腸管内容物汚染 ナイフの衛生管理不良 從事者の取扱い不適	ナイフの洗浄消毒 從事者教育	腸内容物による汚染がないこ と 獣毛等との付着がないこ と	目視検査 担当: 後段担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 腸内容物が付着した場合は黄札で印を 付け、トリミングを実施 獣毛等が付着した場合は後工程で除去 又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認 トリミング記録簿 の確認(注4) 生産者指導記録 の確認	
	病原微生物による汚染	肛門から腸内容物の流出	飼切りの指導	腸内容物による汚染がないこ と	CCP	腸内容物が付着した場合は黄札で印を 付け、後工程で洗浄	生産者指導	

10. 前処理(頭側) 10. 1胸、首、前肢前処理 10. 2胸割	病原微生物による汚染 病原微生物のと体への付着 従事者の取扱不適	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと	目視検査 担当:前段担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 歯毛等が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
10. 3頭処理 11. 腹割り・又かん掛け	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 従事者の取扱不適 ナイフの衛生管理不良	又かんの洗浄、消毒 従事者教育 ナイフの洗浄消毒	剥皮部・切開部の汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと 腸内容物による汚染がないこと	目視検査 担当:つり上げ担当者 頻度:全頭	又かんの再洗浄、消毒 ナイフの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
12. 吊り上げ	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 物污損	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	剥皮部の調整 と体の接触がないこと	目視検査 担当:つり上げ担当者 頻度:全頭	異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
13. 尾切除・洗浄	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	剥皮部・切開部の汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと	目視検査 担当:尾担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
14. 頭部切除・頭部洗浄	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 従事者の取扱不適	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと 頭を落とさないこと	目視検査 担当:頭担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
15. 内臓摘出	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 消化管内容物の鉄肉汚染	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	消化管内容物に汚染されているか CCP	目視検査 担当:内臓担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	トリミング記録簿の確認
16. モモ前処理	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 従事者の取扱不適	デハイダーの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと	目視検査 担当:デハイダー担当者 頻度:全頭	デハイダーの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認
17. 胸前処理	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 従事者の取扱不適	デハイダーの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 歯毛等のと体への付着がないこと	目視検査 担当:デハイダー担当者 頻度:全頭	デハイダーの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	トリミング記録簿の確認
18. スキンナー(縫型)	病原微生物による汚染 歯毛等のと体への付着 従事者の取扱不適	スキンナーの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと	目視検査 担当:スキナー担当者 頻度:全頭	スキンナーの再洗浄、消毒 異物が付着した場合は後工程で除去又は洗浄を実施	作業前・中・後SOPの点検表確認 トリミング記録簿の確認(注4)

19.自動背部り	病原微生物による汚染 自動背部機の衛生管理不良 従事者の取扱不適	背部機の洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:背部り担当者 頻度:全頭	背部機の再洗浄・消毒 枝肉の洗浄	目視検査	担当:背部り担当者 頻度:全頭	背部機の再洗浄・消毒 枝肉の洗浄	目視検査	担当:背部り担当者 頻度:全頭
20.枝肉整形1 (頭～胸)	病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:整形1担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄・消毒	目視検査	担当:整形1担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄・消毒	目視検査	担当:整形1担当者 頻度:全頭
21-1. 枝肉整形2 (腹～後肢)	病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	ナイフの洗浄消毒 従事者教育	汚染がないこと 残存がないこと 目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄・消毒	目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄・消毒	目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭
21-2. トリミング(注1)	病原微生物による汚染 枝毛、殘皮、汚染部立の残存	枝毛、殘皮、汚染部立の残存 従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭	再トリミング	目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭	再トリミング	目視検査	担当:枝肉整形2担当者 頻度:全頭
22.自動洗浄	病原微生物による汚染 洗浄能力の不足による汚染の拡大 洗浄機の衛生管理不良	洗浄機の正常稼動 従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:手洗浄担当者 頻度:作業開始前、休憩後、作業終了後	洗浄機の調整 洗浄機の再洗浄・消毒 と体の再洗浄	目視検査	担当:手洗浄担当者 頻度:作業開始前、休憩後、作業終了後	洗浄機の調整 洗浄機の再洗浄・消毒 と体の再洗浄	目視検査	担当:手洗浄担当者 頻度:作業開始前、休憩後、作業終了後
24.手洗浄1	病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:手洗1担当者 頻度:2回／日	クローラ水装置の調整 と体の再消毒	目視検査	担当:手洗1担当者 頻度:2回／日	クローラ水装置の調整 と体の再消毒	目視検査	担当:手洗1担当者 頻度:2回／日
25.クローラ水(消毒) (注1)	病原微生物の残存 病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	クローラ水の濃度不足 従事者教育	規定の濃度であること (20～40ppm) 目視検査	担当:施設課 頻度:全頭	クローラ水装置の調整 と体の再消毒	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭	クローラ水装置の調整 と体の再消毒	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭
26.乳脂除去 (注1)	病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	ナイフの洗浄消毒不良 従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭	枝肉の洗浄 再除去	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭	枝肉の洗浄 再除去	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭
26.計量・格付け	病原微生物による汚染 病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭	再洗浄	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭	再洗浄	目視検査	担当:計量担当者 頻度:全頭
27.手洗浄(枝肉)2	病原微生物による汚染 従事者の取扱不適	従事者教育	汚染がないこと 目視検査	担当:手洗2担当者 頻度:全頭	再洗浄	目視検査	担当:手洗2担当者 頻度:全頭	再洗浄	目視検査	担当:手洗2担当者 頻度:全頭
28.冷蔵・保管	病原微生物の増殖 病原微生物による汚染 枝肉の過剰保管	庫内温度管理の徹底 施設の保守点検 枝肉の適正保管数の遵守	庫内温度管理の徹底 に設定 CCP	担当:施設課 頻度:連続	庫内温度の調整 別冷蔵庫に移送	自記記録計による温度確認 担当:施設課 頻度:連続	担当:業務課 頻度:連続	庫内温度の調整 別冷蔵庫に移送	自記記録計による温度確認 担当:施設課 頻度:連続	担当:業務課 頻度:連続

27. 使用水		飲用不適な水質	飲用の水であること	水道法に基づく水質基準	水質検査 担当:施設課 頻度:2回／年	水質検査 担当:施設課 頻度:4ppm以上	水質検査記録表 の確認
28. 消毒槽(湯沸)	病原微生物の残存	消毒槽の温度管理不適	ボイラーの保守点検	83°C以上	ボイラーの点検 担当:施設課 頻度:1回／日	ボイラーの調整 担当:施設課 頻度:連続	ボイラ一点検査の 確認

(注1):CCPとするべき工程であるが、現状は整形に重点を置いており、残皮の除去のみ行っていることからSSOPで管理するものとした。

(注2):CCPとするべき工程であるが、工程の途中にあること及び濃度が不安定であることからSSOPで管理するものとした。

(注3):該当個体が少なく、0頭の日がほとんどであったためCCPとしなかった。

(注4):現状は記録簿なし

汚染に係る重要な工程での汚染の確認法及び指導

兵庫県西播磨食肉衛生検査所

1) 汚染に係る最も重要な工程		検査員による汚染の確認方法	と畜場への指導内容
処理工程	と体(枝肉)汚染の発生要因		
生体受入・係留 生体洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・体表の糞便汚染が以降の工程の枝肉汚染につながる ・床の糞便等の汚染が体表に付着する 	<ul style="list-style-type: none"> ・生体検査時、1頭ごとに体表汚染の有無を目視で確認 ・係留施設の壁や床の汚染の有無を目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・生体搬入時に体表汚染跡を持ち込まないよう生産者に徹底させるように指導する ・体表汚染豚が搬入されたときは、搬入者に汚染除去の徹底を行なうとともに文書による指導を行う ・搬入豚は係留所で十分な時間と水量で生体洗浄を行う ・係留所の床や壁に汚染がないように指導する ・生体洗浄水が常留しないよう排水設備の保守を徹底させる
股割・直腸抜き	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管破損による腸内容物の漏出によりと体が汚染される ・斜切り不十分による肛門からの直腸内容物の漏出によりと体が汚染される 	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管破損やと体に糞便汚染がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管破損を起こしにくいナイフを使用し、直腸を破損しないよう十分注意して作業を行う ・汚染を示す札を付け、後の工程で汚染部位の除去、無理ならば洗浄 ・破損が基準を超える場合、担当者および責任者に改善するよう指導、繰り返すようならSSCPの見直し ・生産者に餌きり時間の徹底をさせるよう指導
内臓摘出	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓摘出時の消化管破損により漏出した内容物がと体を汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓検査時に腸の破損や腸内容物の漏出状況を目視で確認 ・枝肉検査時に枝肉への腸内容物の付着を目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管破損を起こしにくいナイフを使用し、直腸を破損しないよう十分注意して作業を行う ・汚染を示す札を付け、後の工程で汚染部位の除去、無理ならば洗浄 ・破損が基準を超える場合、担当者および責任者に改善するよう指導、繰り返すようならSSCPの見直し

2) 汚染に係る重要な工程

兵庫県西播磨食肉衛生検査所

処理工程	と体(枝肉)汚染の発生要因	検査員による汚染の確認法	と畜場への指導内容
前肢切除	<ul style="list-style-type: none"> ・切皮及び剥皮時、外皮の接触、残皮、残毛がと体剥皮部を汚染 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ・と体に残皮、残毛、糞便等異物の付着がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染したと体部位のトリミング、無理ならば洗浄
後肢切除	<ul style="list-style-type: none"> ・切皮及び剥皮時、外皮の接触、残皮、残毛がと体剥皮部を汚染 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ・と体に残皮、残毛、糞便等異物の付着がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染したと体部位のトリミング、無理ならば洗浄 ・従事者の再教育、技術研鑽
胸割り・舌出し	<ul style="list-style-type: none"> ・切皮及び剥皮時、外皮の接触、残皮、残毛がと体剥皮部を汚染 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ・と体に残皮、残毛、糞便等異物の付着がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染したと体部位のトリミング、無理ならば洗浄 ・従事者の再教育、技術研鑽
頭部前処理	<ul style="list-style-type: none"> ・切皮及び剥皮時、外皮の接触、残皮、残毛がと体剥皮部を汚染 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ・と体に残皮、残毛、糞便等異物の付着がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染したと体部位のトリミング、無理ならば洗浄 ・従事者の再教育、技術研鑽
剥皮前処理	<ul style="list-style-type: none"> ・切皮及び剥皮時、外皮の接触、残皮、残毛がと体剥皮部を汚染 ・ナイフ・手指の洗浄不足により枝肉が二次汚染 ・切皮面に外皮の糞便が付着 	<ul style="list-style-type: none"> ・と体に残皮、残毛、糞便等異物の付着がないか目視で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染したと体部位のトリミング、無理ならば洗浄 ・従事者の再教育、技術研鑽
スキナー	<ul style="list-style-type: none"> ・外皮によりスキナーが汚染され、以降のと体を二次汚染する ・従事者の取扱不良、手指の洗浄・消毒不良により枝肉が汚染される 	<ul style="list-style-type: none"> ・スキナー後のと体に汚染がないか目視 	<ul style="list-style-type: none"> ・スキナーの洗浄消毒の徹底 ・スキナーの調整及び保守点検の徹底 ・従事者の再教育、技術研鑽

豚処理施設における衛生管理総括表

兵庫県西播磨食肉衛生検査所

工程順	工程名	危害	危害の要因	防止措置	管理点	管理基準	確認方法	改善措置	検証方法
1 生体受入・繋留	病原微生物による汚染	病原の搬入	病原の搬入	受入時の確認および排除	CCP	生体に異常が認められないこと 体表の糞便汚染がないこと	目視検査 担当:生体受付担当者 頻度:全頭	体表の先净	生体受付簿の確認
	機器・車両の汚染	搬入個体の汚れ							生産農家の管理プログラムの再検討
	異物の混入	注射針の残留、針金等の刺入	適正飼養の指導 受入時の確認	CCP	異物の残留がないこと	銅育履歴等の確認 担当:生体受付担当者 頻度:出荷者ごと	飼育履歴等の確認 当該畜への検査	生産者・獣医師への通報	生産農家の立ち入り
	動物用医薬品等の残留	生産者、獣医師の取扱い不備		CCP	残留のないこと				
2 生体洗浄	病原微生物による汚染	洗浄不足による病原微生物の体表への残存	生体洗浄の徹底 施設洗浄の徹底 付着	CCP	体表の糞便汚染がないこと	目視検査 担当:繁殖場所担当者 頻度:全頭	生体の單洗浄 洗浄水量等、洗浄方法の見直し 排水留所の掃除、改善	作業日報の確認	
3 追い込み	病原微生物による汚染	通路の衛生管理不良 固体の損傷	施設の先净 從事者訓練	CCP	施設が汚れていないこと 固体に損傷を与えないこと	目視検査 担当:繁殖場所担当者 頻度:全頭	汚染を確認した場合は洗浄 損傷した個体については印を付け検査 員に報告	作業日報の確認	
4 電設・放血	病原微生物による汚染	ナイフの衛生管理不良	ナイフの洗浄消毒	CCP	ナイフの汚染がないこと	目視検査 担当:放血担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 從事者教育	作業日報の確認	
5 シャクリング	病原微生物による汚染	フックチェーンの衛生管理不良 と体の落下	フックチェーンの洗浄消毒 從事者訓練 機械の保守点検	CCP	フックチェーンの汚染がないこと と体が落しないこと	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	フックチェーンの再洗浄 と体を洗浄し再懸垂	作業日報の確認	
6 と体洗浄	病原微生物による汚染	洗浄不善による病原微生物の残存	機械の保守点検	CCP	と体が洗浄されること	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	と体の再洗浄	作業日報の確認	
7 前肢切断	病原微生物による汚染	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不良	ナイフの洗浄消毒 手指の洗浄消毒	CCP	ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒	作業日報の確認	
8 後肢切断	病原微生物による汚染	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不良	ナイフの洗浄消毒 手指の洗浄消毒	CCP	ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと	目視検査 担当:担当者	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒	作業日報の確認	
		病原微生物による汚染	ナイフの洗浄消毒 手指の洗浄消毒						

				頻度:全頭	頻度:全頭	頻度:全頭	頻度:全頭
9) 殴割り・舌出し	獣毛等のと体への付着	と体に獣毛等の付着がないこと	作業日報の確認 洗浄	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 汚染部位のトリミング又は洗浄 汚染された枝肉に札をつける 生産者指導	ナイフの洗浄、消毒 手指の洗浄、消毒 汚染部位のトリミング又は洗浄 汚染された枝肉に札をつける 生産者指導	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 汚染部位のトリミング又は洗浄 汚染された枝肉に札をつける 生産者指導	作業日報の確認 生産者指導記録
10 股割り・肛門周囲処理	病原微生物による汚染 作業の失敗による腸管内容物の漏出による汚染 ナイフの衛生管理不良 肛門から腸内容物の流出 獣毛等のと体への付着	内容器による汚染がないこと ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと SSOP と体に獣毛等の付着がないこと	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭	目視検査 担当:担当者 頻度:全頭

11 頭部前処理	病原微生物による汚染 黙毛等のと体への付着	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不全 手指の洗浄消毒 従事者訓練	ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと と体に黙毛等の付着がないこと	目視検査 担当: 指定担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 黙毛等が付着した場合はトリミング又は 洗浄	作業日報の確認
12 吊り上げ	病原微生物による汚染 と体の落下	フックチェーンの衛生管理不良 従事者訓練	フックチェーンの汚染がないこと と体が落不しないこと	目視検査 担当: 指定担当者 頻度: 全頭	フックチェーンの再洗浄 と体を洗浄し再懸垂	作業日報の確認
13 頭部切断	病原微生物による汚染 黙毛等のと体への付着	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不全 手指の洗浄消毒 従事者訓練	ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと と体に黙毛等の付着がないこと	目視検査 担当: 指定担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 黙毛等が付着した場合はトリミング又は 洗浄	作業日報の確認
14 内臓摘出	病原微生物による汚染 と体への付着	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不全 手指の洗浄消毒 従事者訓練	内臓物による汚染がないこと ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと	目視検査 担当: 内臓担当者 頻度: 全頭	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 汚染された肉にそれをつける	作業日報の確認
15 剥皮前処理	病原微生物による汚染 黙毛等のと体への付着	デハイダーの衛生管理不良 作業手技の不全 手指の洗浄消毒 従事者訓練	デハイダーの汚染がないこと 手指の汚染がないこと と体に黙毛等の付着がないこと	目視検査 担当: 指定担当者 頻度: 全頭	デハイダーの再洗浄、消毒 手指の再洗浄消毒 黙毛等が付着した場合はトリミング又は 洗浄	作業日報の確認
16 スキンナー	病原微生物による汚染 黙毛等のと体への付着	スキンナーの衛生管理不良 作業手技の不全 手指の洗浄消毒 従事者訓練	スキンナーの汚染がないこと 手指の汚染がないこと と体に黙毛等の付着がないこと	目視検査 担当: スキンナー担当者 頻度: 全頭	スキンナーの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 黙毛等が付着した場合はトリミング又は 洗浄	作業日報の確認 保守点検表の確認

		病原微生物による汚染	自動背割機の衛生管理不良	背割機の洗浄・消毒	
17	背割り	病原微生物による汚染	ナイフの衛生管理不良 作業手技の不良	ナイフの洗浄・消毒 手指の洗浄・消毒 従事者訓練	目視検査 担当: 担当者 頻度: 全頭
18	整形	病原微生物による汚染 病原微生物の残存	洗浄機の作動不良による洗浄不足 洗浄機の衛生管理不良	ナイフの汚染がないこと 手指の汚染がないこと と体に異物の付着がないこと 十分な水量が枝肉に噴射されていること	目視検査 担当: 担当者 頻度: 全頭
19	枝肉洗浄	病原微生物の残存	洗浄機の正常稼動	ナイフの再洗浄、消毒 手指の再洗浄、消毒 異物の再除去	目視検査 担当: 担当者 頻度: 全頭
20	重量	病原微生物による汚染	作業手技の不良	洗浄機の調整 と体の再洗浄	目視検査 担当: 担当者 頻度: 全頭
21	冷蔵保管	病原微生物の増殖	冷蔵庫の温度管理不適	異物の再除去	目視検査 担当: 担当者 頻度: 全頭
			冷蔵庫内の適正管理	庫内温度〇°C以下になるよう に設定	目視検査 担当: 施設保守担当 頻度: 連続
			庫内保管頭数の遵守	COP 枝肉の保管数:350頭以下	自記記録針による温度確認 担当: 施設保守担当 頻度: 連続
					庫内温度の調整 別々冷蔵庫に移送
					目視検査 担当: 保管担当 頻度: 入出庫ごと
					作業日報の確認 保守点検表の確認

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金事業協力研究報告書

と畜場（豚処理施設）の衛生管理に関する研究

愛媛県食肉衛生検査センター

と畜場（豚処理施設）への HACCP 導入は安全な食肉（豚肉）製造のための有効な手法と考えられている。今回、豚処理施設における衛生管理総括表を作成した。その結果、生体受入れ・繫留、枝肉洗浄を CCP に設定する必要があると評価した。また肛門抜き、内臓摘出工程など汚染を受ける工程として最も重要と評価される工程については SSOP で管理する必要があると考えられた。

肉消毒の各工程が重要と評価された。

A. 目的

平成 20 年度の調査によって、と畜場に搬入された豚は盲腸便中にサルモネラ属菌を高率に保有していること、また、豚から排泄されたサルモネラ属菌によって豚外皮が汚染される可能性があることが明らかとなり、サルモネラ属菌を含む危害微生物を制御する高度な衛生管理方法確立の必要性が示唆された。

近年食品の安全に関する意識の高まりとともに、各種食品製造施設において HACCP 方式を基本とする衛生管理手法の構築が進められている。そこで、と畜場における HACCP 導入の前段階として解体・処理工程ごとに微生物危害を受けやすい工程を特定と、その工程について微生物汚染実態調査を実施したところ、生体受入れ・繫留、肛門抜き、内臓摘出工程が汚染を受ける工程として最も重要と評価され、次いで剥皮工程が重要と評価された。また、汚染の除去工程としては、生体受入れ・繫留、と体洗浄、トリミング、枝肉洗浄および枝

平成 21 年度には HACCP 導入を目的として汚染除去工程として評価された工程についてふきとり調査を実施し、汚染除去効果を調査するとともに CCP の設定並びに総括表の作成を行った。

B. 材料及び方法

1. と畜場における汚染除去効果に関する実態調査

(1) 調査対象

管内の A と畜場（豚処理施設）

(2) 調査期間

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月

(3) 調査方法

① 汚染を除去すると評価された工程の微生物学的検査による検証

前回の調査で処理工程のうち、と体（枝肉）の汚染を除去する工程またはそれに準

する工程を抽出し、それぞれ重要度 1（汚染を除去する）および重要度 2（除去に準ずる効果がある）の 2 段階に評価した。

その結果、生体受入れ・繋留、と体洗浄（自動）、トリミング工程を重要度 1、枝肉洗浄（手洗浄）、枝肉洗浄（機械洗浄）および各剥皮工程が重要度 2 と考えられた。

重要度 1 及び 2 と評価された工程のうち、汚染を除去または許容範囲内まで低下させる可能性のある工程、すなわち CCP で管理されるべきと考えられる工程についてふきとり検査を実施し、その効果を検証した。

② 検証方法

工程：重要度 1 又は 2 と評価された工程のうち、処理工程中に生じた汚染を除去できるまたは低減させる効果がある工程は枝肉洗浄（機械洗浄及び手洗浄）工程であると考えられたため、枝肉洗浄について検証を実施した。

材料：骨盤腔内および胸部断面について 100cm^2 のふき取りを実施し、材料とした。同一個体で、工程前はと体（枝肉）右側、工程後はと体左側をふきとり部位とした。なお肉眼的汚染が認められたと体をふきとり対象とし、全 9 頭で検査を実施した。

検査方法：「平成 20 年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」（平成 20 年 4 月 9 日付け厚生労働省監視安全課長通知）の「枝肉の微生物等検査実施要領」に準じ、一般生菌数および大腸菌群数を求めた。

2. 豚処理施設における衛生総括表の作成

HACCP システムにのっとり、各豚処理

工程について危害分析、防止措置の検討、管理基準の設定等を行い、衛生管理総括表を作成した。

C. 調査結果

1. と畜場における汚染除去効果に関する実態調査

枝肉洗浄前後で一般生菌数を比較したところ、骨盤腔内では 9 頭中 1 頭で生菌数の増加が認められたが、残りの 8 頭では $10^{0.20} \sim 10^{2.00}\text{cfu/cm}^2$ （平均 $10^{0.87}\text{cfu/cm}^2$ ）の生菌数減少が認められた。胸部断面でも 1 頭で生菌数の増加が認められたものの、残りの 8 頭では $10^{0.37} \sim 10^{1.72}\text{cfu/cm}^2$ （平均 $10^{0.79}\text{cfu/cm}^2$ ）の生菌数減少が認められた（表 1）。

大腸菌群数は、骨盤腔内ではふきとりを実施した 9 頭のうち洗浄前後でデータの取れた 7 頭を比較したところ、洗浄前には検出限界 (10^0cfu/cm^2) 以上の大腸菌群数を示したのは 7 頭中 5 頭であったが、洗浄後に検出限界以上の値を示したのは 2 頭であった。胸部断面では、洗浄前は検出限界以上の大腸菌群数を示したのは 9 頭中 7 頭であり、洗浄後に検出限界以上の値を示したのは 7 頭であった。しかし、7 頭を比較したところ 7 頭中 1 頭で大腸菌群数の増加が認められたものの、洗浄後には $10^{0.81} \sim 10^{2.59}\text{cfu/cm}^2$ （平均 $10^{1.09}\text{cfu/cm}^2$ ）の大腸菌群数の減少が認められた（表 2）。

D. 考察

ふきとり検査を実施した 9 頭のうち 1 頭では枝肉洗浄前後で一般生菌数、大腸菌群数ともに増加した。ふきとり検査は洗浄前後で同一個体の左右について実施したため、左右差が生じた結果であると考えられた。残りの 8 頭では、洗浄前後では一般生菌数、大腸菌群数ともに $10^{0.9}$ cfu/cm² 程度の減少が認められ、枝肉洗浄には汚染低減効果があると考えられた。

以上のように処理工程中に生じた汚染を低減させることができる工程は枝肉洗浄工程だけであることから、枝肉洗浄工程を CCP に設定する必要があると考えられた。しかし、枝肉洗浄工程では、汚染を確実に除去することは不可能であるため、汚染要因の除去や汚染発生防止が重要となる。汚染要因としては、生体の汚れ、獣毛、腸管内容物等があり、生体受入・係留時の洗浄を徹底すること等により生体から持ち込まれる汚れについては防御可能であると考えられることから、生体受入・係留工程についても CCP に設定する必要があると考えられた。

また作業工程中に生じる汚染の大部分が肛門抜きや白物内臓摘出工程における腸管破損であると考えられる。肛門抜き・内臓摘出工程は SSOP で管理し、破損数が多くなった場合には手順書を見直す等の対策を講じる必要があると考えられた(表 4、5)。

枝肉を汚染する要因としては処理工程中の腸管破損が最も重要であるが、破損の発

生を完全に防止することは不可能である。また、トリミングを確實に実施することも作業効率や作業工程上難しいことから、消毒液などを使用した殺菌効果の期待できる洗浄方法の採用を検討していく必要があると考えられた。

表1 洗浄効果の検討<最終洗浄:機械洗浄+手洗浄>

一般生菌数

枝番号		cfu/cm ²		log ₁₀ cfu/cm ²			備考
		洗浄前	洗浄後	洗浄前	洗浄後	洗浄効果 (洗浄前-洗浄後)	
1	骨盤腔	102	241	2.01	2.38	-0.37	内臓破損あり
2		11365	114	4.06	2.06	2	内臓破損あり
3		375	149	2.57	2.17	0.4	内臓破損あり
4		5820	1525	3.76	3.18	0.58	糞便+
5		515	72	2.71	1.86	0.85	内臓破損あり
6		925	18.0	2.97	1.26	1.71	内臓破損あり
7		176.5	112	2.25	2.05	0.2	内臓破損あり
8		121.5	17.9	2.08	1.25	0.83	内臓破損あり
9		116	44.5	2.06	1.65	0.41	内臓破損あり
平均		2168.4	254.8	2.72	1.98	0.7	

枝番号		cfu/cm ²		log ₁₀ cfu/cm ²			備考
		洗浄前	洗浄後	洗浄前	洗浄後	洗浄効果 (洗浄前-洗浄後)	
1	胸部断面	1025	1935	3.01	3.29	-0.28	内臓破損あり
2		4890	93	3.69	1.97	1.72	内臓破損あり
3		1340	580	3.13	2.76	0.37	内臓破損あり
4		1020	124.5	3.01	2.1	0.91	糞便+
5		131.5	73.5	2.12	1.86	0.26	内臓破損あり
6		1435	18.0	3.16	2.54	0.62	内臓破損あり
7		1470	500	3.17	2.7	0.47	内臓破損あり
8		1915	209	3.28	2.32	0.96	内臓破損あり
9		5225	559.5	3.72	2.75	0.97	内臓破損あり
平均		2050.2	454.7	2.48	0.67	0.7	

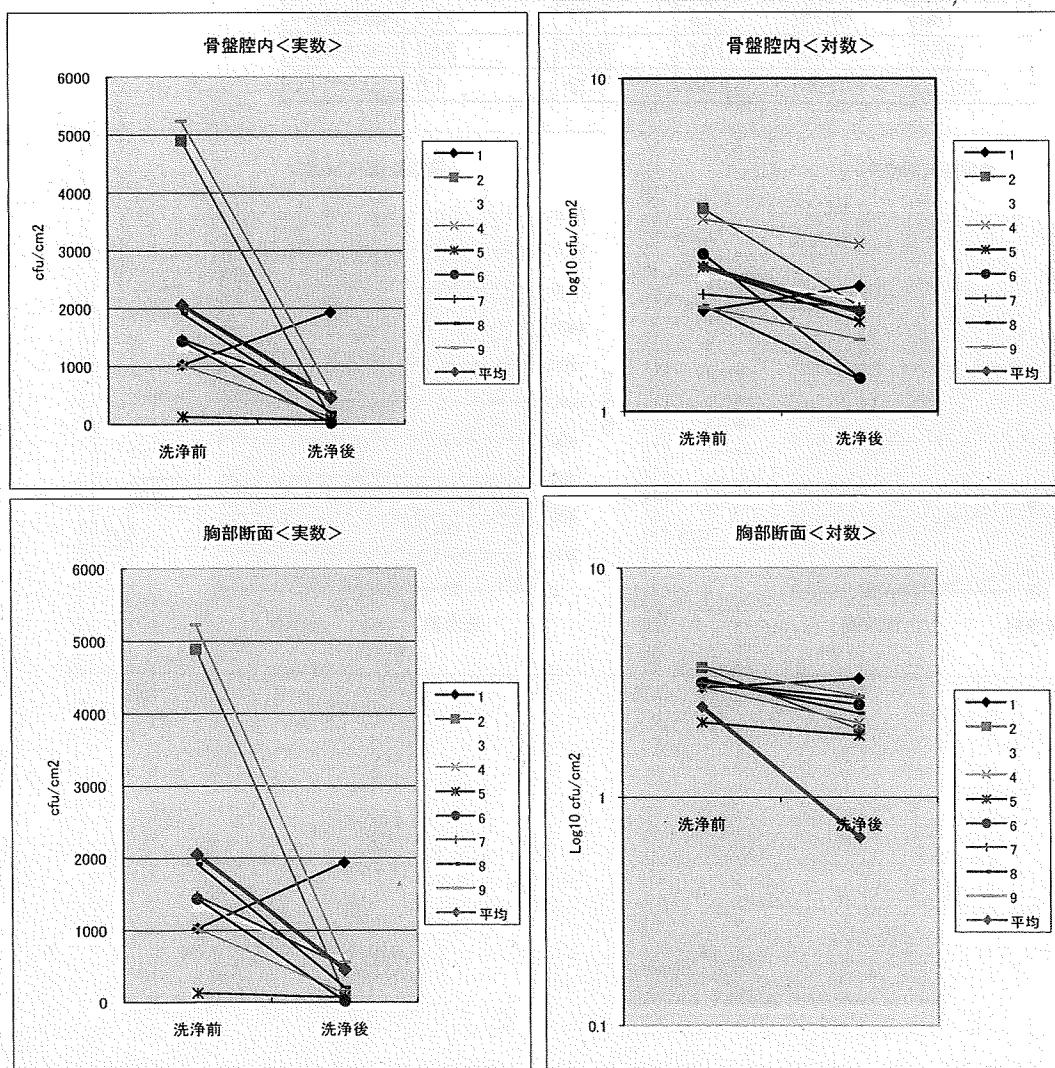


表2 洗浄効果の検討<最終洗浄:機械洗浄+手洗浄>

・大腸菌群数

枝番号		cfu/cm ²		log10 cfu/cm ²		備考
		洗浄前	洗浄後	洗浄前	洗浄後	
1	骨盤腔	3.4	ND	0.53		内臓破損あり
2		58.5	38	1.77	1.58	0.19 内臓破損あり
3		5.75	1.8	0.76	0.26	0.50 内臓破損あり
4		201	ND	2.30		糞便+
5		2.15	検出限界以下	0.33	検出限界以下	内臓破損あり
6		13.7	検出限界以下	1.14	検出限界以下	内臓破損あり
7		検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	内臓破損あり
8		検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	内臓破損あり
9		10.9	検出限界以下	1.04	検出限界以下	内臓破損あり
平均		18.2	61.1	1.26	1.79	0.3

枝番号		cfu/cm ²		log10 cfu/cm ²		備考
		洗浄前	洗浄後	洗浄前	洗浄後	
1	胸部断面	385.5	14.4	2.59	1.16	1.43 内臓破損あり
2		329.5	32.5	2.52	1.51	1.01 内臓破損あり
3		2.15	16	0.33	1.20	-0.87 内臓破損あり
4		10	1.55	1.00	0.19	0.81 糞便+
5		検出限界以下	2.6	検出限界以下	0.41	内臓破損あり
6		13.7	検出限界以下	1.14	検出限界以下	内臓破損あり
7		検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	内臓破損あり
8		180	14.75	2.26	1.17	1.09 内臓破損あり
9		1755	4.45	3.24	0.65	2.60 内臓破損あり
平均		382.3	12.3	2.58	1.09	1.0

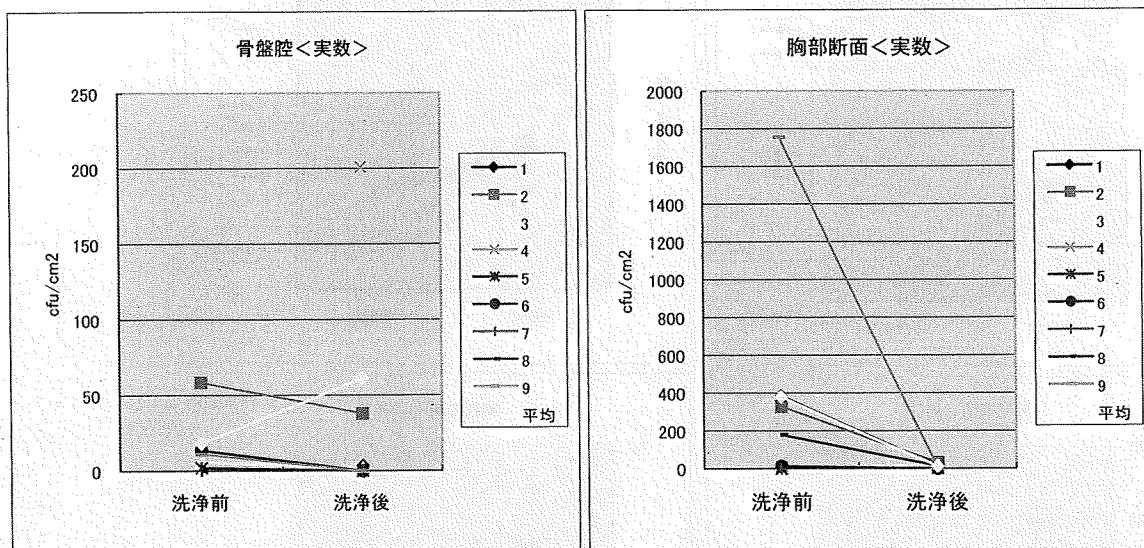


表3 洗浄効果の検討<最終洗浄:機械洗浄+手洗浄>

<一般生菌数>

1) 骨盤腔内

	~10	~100	~1000	~10000	≥ 10000
洗浄前			7	1	1
洗浄後		4	4	1	

2) 胸部断面

	~10	~100	~1000	~10000	≥ 10000
洗浄前			1	8	
洗浄後		3	5	1	

<大腸菌群数>

1) 骨盤腔内

	~1	~10	~100	~1000	~10000	≥ 10000
洗浄前	2	2	3			
洗浄後	5	2	1	1		

2) 胸部断面

	~1	~10	~100	~1000	~10000	≥ 10000
洗浄前	2	1	2	3	1	
洗浄後	2	3	4			

表4 豚処理施設における衛生管理総括表＜愛媛県＞

工程	危害	危害の要因	防止措置	管理点	管理基準	確認方法	改善措置	検証方法
1.生体受入・けい留 サルモネラ 異物の混入	病原微生物による汚染	・搬入個体の汚れ ・個体の腸管内保菌	・受入時の確認	CCP COP	・体表によろいの付着がないこと	目視確認(全頭)	・水洗による汚染の除去 ・搬入者(生産者)指導 ・健康個体搬入への指導	
	動物用医薬品の残留	・注射針の残留 ・い不備	・適正飼養の徹底 ・受入時の確認		・異物残留のないこと	搬入者(生産者)への聞き取り確認	・搬入中止 ・検査員及び作業員に周知	
2.追い込み	病原微生物による汚染	・生産者、獣医師の取り扱い	・胴蓋履歴の確認		・残留がないこと	搬入者(生産者)への聞き取り確認	・搬入中止 ・生産者、獣医師への通知	
	病原微生物による汚染	・通路等の衛生管理不良	・施設の洗浄		・施設が糞便等で汚染されていないこと	目視確認	・汚染が認められた場合洗浄	
3.電殺	病原微生物による汚染	・電殺機の衛生管理不良	・施設、機器の洗浄		・施設、機器が汚れていないこと	目視確認	・施設、機器の再洗浄	
4.放血	病原微生物による汚染	・ナイフの洗浄消毒不良 ・血液による汚染	・ナイフの洗浄消毒 ・施設の洗浄		・汚染がないこと	目視確認	・ナイフ等の再洗浄、消毒 ・施設の洗浄	
5.シャックリング	病原微生物による汚染	・シャックリングチェーンの衛生管理不良 ・手指の消毒洗浄 ・手の接触 ・個体の落下	・シャックリングチェーンの洗浄、消毒 ・手指の洗浄消毒 ・從事者の訓練 ・機械の保守点検		・汚染がないこと	目視確認	・フックチェーンの洗浄消毒	
6.と体洗浄(自動)	病原微生物による汚染	・機械の管理不良 ・機械の衛生管理不良	・機械の洗浄 ・機械の保守点検		・汚れがないこと ・問題なく作動していること ・機械に破損のないこと	目視確認	・と体洗浄機の洗浄消毒 ・機械の保守管理	
7.後肢処理(スネ・アキレス部剥皮)	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・エアーカッターの洗浄消毒不良 ・從事者の作業不良	・前掛け、手指の洗浄 ・機器の洗浄 ・從事者訓練		・汚れがないこと ・剥皮部分に汚れのないこと	目視確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・機器の再洗浄 ・汚染部位はトリミング	
8.と体架け替え・両足切断	病原微生物による汚染	・エアーナイフの洗浄消毒不良 ・從事者の作業不良	・機器の洗浄 ・從事者訓練		・剥皮部分に黒毛の付着がないこと	目視確認	・機器の再洗浄 ・付着した黒毛はトリミング	
					・剥皮部分に汚れのないこと	目視確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・機器の再洗浄 ・汚染部位はトリミング	

9.肛門挿き	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・バンクドロッパーの洗浄不良 ・従事者の作業不良	・前掛け、手指の洗浄 ・機器の洗浄 ・従事者訓練	・汚れがないこと	目標確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・機器の再洗浄 ・汚染部位はトリミング
	・直腸破損による直腸内容物汚染 ・肛門括き失宜による直腸内容物汚染	・従事者訓練 ・バンクドロッパーの保守管理 ・肛門括き失宜による直腸内容物汚染	・糞便による汚れがないこと ・機械が問題なく作動していること	目標確認	・破損した個体には札をかけ、取り扱いに注意。 ・消化管内容物が付着した場合はトランシング ・機器の保守管理(バンクドロッパーの切れが悪くなつた場合には直ちに交換等) ・作業手順所の見直し(破損数が一日の処理頭数の0.5%を超えた場合)	
	黙毛等のと体への付着	・バンクドロッパーの洗浄消毒不良 ・従事者の作業不良	・バンクドロッパーの洗浄 ・バンクドロッパーの保守管理 ・従事者訓練	・肛門周囲に黙毛の付着がないこと	目標確認	・機器の再洗浄 ・付着した黙毛はトリミング
10.舌だし	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄消毒不良 ・ナイフの洗浄消毒不良	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフの再洗浄	・汚れのないこと	目標確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフの再洗浄
	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・フトカッターの洗浄消毒不良 ・従事者の作業不良	・前掛け、手指の洗浄 ・フトカッターの洗浄 ・従事者訓練	・汚れのないこと	目標確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・フトカッターの再洗浄
11.前足切除 皮切除	病原微生物による汚染	・フトカッターの洗浄消毒不良 ・従事者の作業不良	・機器の洗浄 ・従事者訓練	・剥皮部分に黙毛等の付着のないこと	目標確認	・フトカッターの再洗浄 ・付着した黙毛はトリミング
	黙毛等のと体への付着	・前掛け、手指の洗浄不良 ・ナイフ及びヘッドドロッパーの洗浄消毒不良 ・従事者の作業不良	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフ及びヘッドドロッパーの再洗浄 ・従事者訓練	・汚れがないこと	目標確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフ及びヘッドドロッパーの再洗浄
12.頭落とし	病原微生物による汚染	・ナイフ及びヘッドドロッパーの洗浄消毒不良 ・従事者の作業不良	・ナイフ及びヘッドドロッパーの洗浄 ・従事者訓練	・剥皮部分に黙毛等の付着及び残存がないこと	目標確認	・ナイフ及びヘッドドロッパーの再洗浄 ・付着した黙毛及び残毛はトリミング

13.後足剥皮(脛部、モモ)	病原微生物による汚染 ・エアーナイフの洗浄消毒 不良 ・従事者の作業不良	・前掛け、手指の洗浄不良 ・エアーナイフの再洗浄 ・従事者訓練	・手指の再洗浄 ・剥皮部分に汚れがないこと	目標確認 ・剥皮部分に汚れがないこと ・付着した黒毛はトリミング
黒毛等のと体への付着 不良	・エアーナイフの洗浄消毒 ・従事者の作業不良	・エアーナイフの再洗浄 ・従事者訓練	・剥皮部分に黒毛等の付着がないこと	目標確認 ・エアーナイフの再洗浄 ・付着した黒毛はトリミング

14.スキンナー	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・スキンナーの先浄消毒不 良 ・從事者の作業不良	・前掛け、手指の再洗浄、消 毒 ・スキンナーの再洗浄 ・從事者の教育	・汚れがないこと ・剥皮部分に汚れがないこ と	目視確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・スキンナーの再洗浄 ・汚染部分はトリミング
15.内臓出し	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・ナイフの洗浄消毒不良 ・從事者の作業不良	・前掛け、手指の再洗浄、消 毒 ・ナイフの再洗浄、消毒 ・從事者の教育	・汚れがないこと	目視確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフの再洗浄
16.自動背割	病原微生物による汚染	・背割機の衛生管理不良	・機器の再洗浄	・汚れがないこと	目視確認	・機器の再洗浄
17.枝肉整形	病原微生物による汚染	・前掛け、手指の洗浄不良 ・ナイフの洗浄消毒不良 ・從事者の作業不良	・前掛け、手指の再洗浄、消 毒 ・ナイフの再洗浄、消毒 ・從事者の教育	・汚れがないこと	目視確認	・前掛け、手指の再洗浄 ・ナイフの再洗浄 ・汚染部分はトリミング
18.枝肉洗浄(自動・手動)	病原微生物による汚染	・洗浄機の衛生管理不良 ・洗浄機の動作不良	COP ・洗浄機の再洗浄 ・洗浄機の保守管理	・汚れがないこと ・問題なく作動していること (水圧、時間)	目視確認	・洗浄機の再洗浄 ・水圧及び洗浄時間が規定以下の 場合には枝肉の再洗浄
19.冷却・保管	病原微生物による汚染	・温度管理不良	・温度管理の徹底	・適正温度であること(8°C 以下)	・自記記録計(作業前後) ・目視確認	・冷蔵庫の保守管理